

公的年金受給者のみなさんへ

平成21年度から町県民税の支払い方法が年金引き落としに変わります

公的年金から町県民税が引き落とし（特別徴収）される制度が導入されました。

平成20年4月30日に地方税法が改正となり、平成21年10月以降に支払われる老齢等年金給付から町県民税を引き落としする制度に変更となりました。

※ 現在納付書でお支払いいただいている町県民税が、公的年金から差し引かれます。

◆対象となる方

町県民税が課税となる方のうち、平成21年4月1日現在65歳以上で公的年金を受給している方（介護保険料が引き落としとなっていて住民税が課税となる方が対象です。）

※ 次の方は、引き落としの対象から除かれます。

- 当該年度の基礎年金額が、18万円未満である方（介護保険料と同じです。）
- 介護保険料を、金融機関で個人納付されている方
- 当該年度の国保税、介護保険料、町県民税などの引き落とし額が老齢基礎年金額を超える方
- 転出又は死亡された方（年の途中で、転出・死亡された場合などは、引き落としが中止されます。）

◆引き落としする税額

公的年金等に係る所得割額と均等割額

※ 公的年金からの引き落とし制度は、高齢者の方々の納税の便宜を図るためのもので、新たな税負担は生じません。

※ 所得が2種類以上ある場合、給与所得分は給与から引き落としとなり、給与・年金以外の所得分は個人納付となることがあります。

◆引き落とし対象となる年金

老齢基礎年金等の老齢又は退職を支給事由とする年金

◆引き落とし実施時期

平成21年10月から実施となります

- 引き落とし対象者の方への通知時期は、平成21年6月です。
- 引き落としは、平成21年10月支給分の公的年金から開始します。（公的年金所得に係る平成21年度年税額の半分が引き落とし対象税額となります。）
- ※ 公的年金所得に係る平成21年度の年税額の半分は、6月と8月の2回で個人が金融機関等で納付する方法により納めていただきます。

◆引き落としの方法等

年6回の公的年金支給月ごとに、社会保険庁等が特別徴収義務者として年金から引き落としを行い、翌月10日までに町に納入されます。なお、平成22年度以降新たに対象となった方は、上半期（6月、8月）は個人納付、下半期（10月、12月、2月）は年金からの引き落としとなります。

○ 年金引き落としは、次の図のとおりです。

平成21年度（初年度）					平成22年度以降（次年度以降）					
6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
普通徴収（個人納付）		特別徴収（引き落とし）			特別徴収（引き落とし）			特別徴収（引き落とし）		
年金所得に係る年税額の半分为2回に分けて個人納付		年金所得に係る年税額の残り半分为3回に分けて引き落とし			※ 仮徴収として前年度2月分と同額を3回引き落とし			年金所得額に係る年税額から仮徴収分を除いた額を3回に分けて引き落とし		

※ 仮徴収とは、年税額確定時期が6月のため、仮の金額を先に引き落としすることをいいます。（1回ごとの引き落とし額を少なくするために実施するものです。）